請求書等の押印省略に関するQ＆A

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 質問 | 回答 |
| 1 | 押印が省略できる書類は | 令和7年4月1日以降に発行される見積書・請求書が対象となります。だだし、契約・法令・規則又は要綱等の規定により押印や書面での提出が求められているものについては省略できません。 |
| 2 | 押印を省略した場合の記載方法は | 見積書・請求書に「発行責任者及び担当者」（同一でも可）の氏名及び連絡先（電話番号）を記載することで、押印省略ができます。 |
| 3 | 発行責任者とは誰か | 見積書・請求書を発行する部門の長などが想定されますが、役職にかかわらず、見積書・請求書を発行するにあたり責任を有する方になります。 |
| 4 | 担当者とは誰か | 本見積書、請求書に係る事務担当者です。 |
| 5 | 発行責任者及び担当者が同じ場合の記載方法は | 発行責任者欄に記載し、担当者は同上と記載するなど、同一であることがわかるよう記載してください。 |
| 6 | なぜ発行責任者と担当者の氏名等記載が必要なのか | 押印を省略した場合の書面の真正性を担保するためです。内容で不明な点があった場合、確認の連絡をすることがあります。 |
| ７ | 発行責任者及び担当者の氏名は苗字のみでもよいか | 必ず氏名（フルネーム）で記載しください。 |
| 8 | 責任者及び担当者名の記載は、手書きでもよいか | 手書きでも結構ですが、鉛筆等消せる筆記用具での記載は不可です。 |
| 9 | 連絡先はメールアドレスでもよいか | 請求書の内容に不明な点があった場合に、直接連絡する必要があることから電話番号を記載してください。ただし、電話での対応が困難であるなど、合理的配慮が必要な場合は、電話番号に加えてFAX番号やメールアドレスを記載してください。 |
| 10 | 電子メールで見積書・請求書を提出してよいか | 見積書・請求書については、電子メールにより提出も可能です。送信先部署のメールアドレスについては、提出先部署にお問い合わせください。提出の際には担当課に確認連絡をお願いします。 |
| 11 | 見積書及び請求書を電子メールで提出する場合、ファイル形式の指定は | 改ざん防止のためPDF形式のファイルとしてください。 |
| 12 | 押印を省略した見積書及び請求書は、電子メールで提出しなければならないのか | 直接持参や郵送による提出も可能です。 |
| 13 | 押印を省略した請求書をFAXで送付してよいか | 文字等が不明瞭となる恐れがあるためFAXでの提出は認めないこととします。 |
| 14 | 請求書が複数頁に渡る場合、頁の見開き部分や袋とじ部分への押印の省略は可能か | 以下のいずれかの要件を満たしていれば省略可能です。1. 各ページに同一の請求書番号が付されている。
2. ×/〇ページのように総頁数と各頁数が付されている。
 |
| 15 | 本人以外の支払先に支払う場合も押印省略は可能か | 債権者本人以外からの請求がある場合、また、債権者本人以外の口座（同一債権者だが口座名義と債権者の名称に差異がある場合を含む）に支払う場合は、従来どおり請求書・委任状の双方に押印が必要です。 |